

答 申 書
(答 申 第 4 9 号)
平成 1 4 年 5 月 2 2 日

1 審査会の結論

北海道障害者職業能力開発校の入校の選考基準に係る「合否判定の目安について」、「入校選考試験問題合否判定基準」及び「入校可能対象者の標準判定基準」を一部開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る対象公文書について

本件諮問事案に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道障害者職業能力開発校（以下「本件職能校」という。）の入校の選考基準である 合否判定の目安について（以下「判定目安」という。）、入校選考試験問題合否判定基準（以下「試験問題基準」という。）及び 入校可能対象者の標準判定基準（以下「標準判定基準」という。）である。

判定目安は、入校選考に関する基準であり、筆記試験、職業適性検査、面接など合否判定の目安とする事項が6項目記録されている。

試験問題基準は、筆記試験の問題である国語及び数学について、問題数と配点、訓練科ごとの合否基準となる得点などが記録されている。

標準判定基準は、入校可能対象者の障害の部位・程度についての標準的な判定基準などが訓練科ごとに記録されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち、判定目安の第3項の（3）及び第6項（項の見出しを含む。）並びに試験問題基準及び標準判定基準の全部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

本件公文書が、試験の採点基準に関する情報であることは明らかであることから、開示することにより入校選考事務の目的を失わせ、又は入校選考事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるかどうかについて判断する。

イ 判定目安について

(ア) 実施機関は、判定目安の非開示とした部分には入校希望者の入校選考における合否決定、入校・修了の見極めに関する具体的な評価・判定に係る情報が記録されており、これが開示されると入校選考は能力・適性を慎重に評価し総合的に判定して決定する必要があるにもかかわらず、入校希望者が誤った判断により応募を断念したり、関係者に無用な誤解を与え混乱を招くおそれがあるなど、将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるため、6号情報に該当する旨主張する。

(イ) 第3項は、面接についての目安であり、本件処分により既に開示されている(1)及び(2)により、総合評価をAからEまでの5段階とし、Aは良い、Bはやや良い、Cは普通、Dはやや悪い、Eは悪いという評価であることが明らかにされている。

(3)には、どの評価が合格・不合格の目安であるかが記録されているが、既に開示されている情報から、どの評価であれば合格するかは推測できるものと考えられるので、これを開示しても将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるものとは認められないと判断する。

(ウ) 第6項は、項の見出し自体が非開示とされているが、見出しに記録されているのは、異議申立人が入校願書等とともに提出した書類のうちの一つの名称であり、同項の本文には、この書類を合否の目安とすること、その際に考慮する事項や具体的な合否の目安などが記録されている。

北海道障害者職業能力開発校運営規則(昭和40年北海道規則第34号)第5条第1号では、本件職能校の入校資格の一つとして病状の固定していることを掲げており、実施機関の説明によると、集合訓練が可能な程度に障害が固定ないし回復しているかを判断するために、この書類の提出を求めているとのことである。

実施機関は、入校選考の合否は筆記試験、面接等を総合的に評価して決定しており、第6項が開示されると、他の理由により不合格となった者が、この書類によって不合格となったというような誤解が生ずる旨主張する。

しかしながら、総合的に評価しているとしても、入校希望者は自分が筆記試験等でどの程度の得点であるか、面接でどのような印象を面接担当者に持たれたかなどについては、ある程度理解しているものであり、評価の対象となる項目及びその内容は明らかにした方が、むしろ入校希望者は納得でき、実施機関が主張するような誤解の可能性は低下するものと考えられる。

また、入校希望者が誤った判断により応募を断念する旨の主張や関係者に無用な誤解を与え混乱を招くとの主張についても、実施機関が説明責任を果たし、関係者等に理解を求めることにより回避できるものと考えられる。

したがって、見出しを含む第6項を開示しても、将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるものとは認められないと判断する。

(I) 以上のことから、判断目安の第3項の(3)及び第6項は、6号情報には該当しないものと判断する。

ウ 試験問題基準について

実施機関は、試験問題基準は、国語及び数学の問題の配点並びに各訓練科の持つ特性に応じた問題ごとの基準点が記録されており、これが開示されると入校希望者が出題傾向に応じた対策を練り、入校希望者の能力の適正な把握が困難となる旨主張する。実施機関の説明によると、この配点は長年にわたって固定されているとのことである。

しかしながら、仮に、将来も配点を固定するとしても毎年同じ問題が出題されるものではないので、入校希望者が取り得る対策には限度があると考えられ、また、実施機関の対応策として配点を今後変更することも可能であること、しかも、入校希望者が対策を講じることにより結果として国語と数学の学力が向上したのであれば、それは一時的な現象ではなく入校希望者の能力と言い得ること、などからすると試験問題基準は、これを開示しても将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるものとは認められず、6号情報には該当しないものと判断する。

エ 標準判定基準について

実施機関は、標準判定基準について障害の部位及び程度並びに訓練修了の可能性の見極めの具体的な評価・判定に係る情報であり、本件職能校は入校対象者が障害を持つ方であるという特殊性があり、入校希望者の障害の状況があるがままに把握する必要があるところ、これが開示されると入校希望者に予断と偏見を与え、合格するだけの姿勢で入校選考に臨むなどの弊害が生じ、本来の入校希望者の能力・適性の把握が困難となり、さらにはその結果、入校希望者がその本来の能力・適性に合わない訓練科に入校することとなり、訓練科によっては危険を伴う作業等を実施するものもあることから、訓練期間中の事故等も危惧される旨主張する。

また、診断書や面接等ですべてを確認することは困難であり、あえて入校希望者に示す必要性はない旨も主張する。

しかしながら、標準判定基準は、これが開示されたとしても、仮に、入校希望者が合格するだけの姿勢で入校選考に臨んだとしても、障害の部位や程度について入校希望者の取り得る対策には、おのずと限度があると考えられること、事故等の危惧については、入校後の実際の訓練の際にさらに厳格に対応することが通例であると考えられること、開示した方が入校希望者も自分の適性に応じた訓練科を選ぶことができ、入校希望者の自己決定権を尊重することとなるものと考えられること、障害があるという理由で就業が制限されていた職業などについて次第に見直されてきていることから、こうした基準は開示し、議論の対象にしてしかるべきと考えられること、などからすると標準判定基準は、これを開示しても将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるものとは認められず、6号情報には該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年11月12日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出
平成13年11月30日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成14年1月9日 （ 審査会第二部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取
平成14年3月6日 （ 審査会第二部会 ）	審議
平成14年4月9日 （ 審査会第二部会 ）	審議
平成14年5月1日 （ 審査会第二部会 ）	審議
平成14年5月20日 （ 第46回審査会 ）	答申案審議
平成14年5月22日	答申

別 紙

1 異議申立ての経過

- (1) 平成13年8月17日 本件開示請求
- (2) 平成13年8月31日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定処分
- (3) 平成13年10月24日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分中、非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 非開示部分があるということは、条例前文の「だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない」という趣旨に反するものと考える。

イ 条例第10条第1項第6号をどのように解釈、判断して非開示としたか具体的なものが示されていない。判定目安の第6項は、見出しすら非開示なので異議申立人には6号情報に該当するかどうかの判断をしようがない。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 非開示理由

ア 条例第10条第1項第6号は「試験の問題及び採点基準」に関する情報であって、開示することにより「将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」については、非開示情報に該当する旨規定している。

本件公文書については、以下のとおり、開示することにより、将来の入校選考の目的を失わせ、公正かつ円滑な実施が著しく困難になるため、6号情報に該当するものである。

イ 本件職能校の入校選考は、筆記試験、職業適性検査、面接を実施し、同校の訓練科の特色に配慮しつつ、その訓練を受けるに足る能力・適性を慎重に評価し総合的に判断して、合否の判定を行っているところである。

障害者の入校選考にあたっては、一般の職業能力開発施設の健常者に対する入校選考以上に入校希望者に対する配慮が求められ、また、入校後の訓練修了の可能性の見極めが重要な要素となっている。

障害が原因又は起因し入校後訓練を続けられなくなることは何にもまして避けねばならないことから、病状が固定していることや障害の部位・程度に十分配慮することが必要である。

また、その訓練を受けるに足る能力・適性を総合的に判断して、合否の判定を行

うには、当該入校希望者のありのままの能力・適性が入校選考に反映される必要があり、そのためには、本件職能校は障害を有する方々を受け入れる公共職業能力開発施設であることから、技能・技術を身につけるのに支障がないか、訓練期間中の事故等を起こさないことを常に念頭において選考にあたらなければならないと、また、それぞれの訓練科が持っている特性が入校志望者の適性とうまく適合し、本人の望む訓練効果が期待できるかという点にも配慮した入校選考が行われなければならない。

そのためには、ありのままの能力・適性を把握する必要があり、本件公文書が開示されるのであれば、合格するためだけの姿で入校選考に臨むなど入校希望者に予断と偏見を与えることも想定され、本来の入校希望者の能力・適性の把握が困難となり、訓練期間中の事故等も危惧されることとなる。

また、障害を有する方々の自立を支援するための訓練の効果が、各科の持つ特性と入校希望者の能力・適性がうまく適合しなくなることも想定され、一番望ましい形での技能・技術の習得が困難となる。

このように、健常者以上に配慮等を求められる障害者の入校選考に対し、その配慮が十分に機能しなくなるおそれも否定できず、今後継続して実施する入校選考の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本件公文書については、

判定目安の非開示とした部分の情報は、本件職能校への入校希望者の入校選考における合否の決定及び入校・修了の見極めに関する具体的な評価・判定に係る情報である。

試験問題基準については、各試験問題の配点で、どのような問題がどのように配点されたかが記録されており、各訓練科の持つ特性に係る採点基準である。

標準判定基準については、障害の部位及び程度並びに訓練修了の可能性の見極めの具体的な評価・判定に係る情報である。

以上のように本件公文書に記録された情報は、入校選考における入校希望者の合否を決定するための評価・判定に係る情報であり、条例第10条第1項第6号に規定する事務事業に関する情報に該当する。

本件公文書に記録されている情報を開示すれば、入校選考は能力・適性を慎重に評価し総合的に判定して決定する必要があるにもかかわらず、入校希望者自らが誤った判断により応募を断念することも予想され、関係する者に無用な誤解や混乱を招くおそれがあるとともに、入校希望者においても、具体的な評価の観点等を意識した対策を講ずることも十分に考えられ、合否に係る公正な判断を行うことが困難となる。

このことから、本件公文書に記録されている情報については、これを開示することにより、今後の本件職能校で実施する入校選考事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められ、6号情報に該当する。

(2) 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、本件処分は、条例の解釈を誤った違法なものである旨主張するが、本件公文書は、(1)のとおり、6号情報に該当するものであり、実施機関の条例の解釈に違法はない。